財産形成期日指定定期預金規定

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

【財産形成期日指定定期預金規定】

１．（預入れの方法等）

（１）財産形成期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは 1,000 円以上 1,000 円単位とし、年１回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

（２）この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

（３）この預金については通帳の発行にかえ、財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年１回以上書面により通知します。

２．（預金の種類・期間・継続の方法等）

（１）この預金は、預入日の１年後の応答日を措置期間満了日、３年後の応答日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

（２）この預金（第３条による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

（３）前記（２）の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

（４）継続された預金についても前記（２）と同様とします。

（５）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までに、その旨を申し出てください。

３．（預金の支払時期等）

この預金は継続停止の申し出があった場合に次に定める満期日以降に支払います。

① 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。
満期日を指定する場合は、当店に対してその１か月前までに、通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、１万円以上の金額を指定してください。

② 満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。

③ 前記①または②による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。

④ 前記①または②により、定められた満期日以降に解約されないまま１か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法により計算します。

Ａ．１年以上２年未満…当金庫所定の「２年未満」の利率

Ｂ．２年以上……当金庫所定の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

② 前記①の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

（２）この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記（１）の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または、書替継続日における普通預金の利

率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を第６条第１項により満期日前に解約する場合および第６条第４項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算します。

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……２年以上利率×４０％

Ｃ．１年以上１年６か月未満…２年以上利率×５０％

Ｄ．１年６か月以上２年未満…２年以上利率×６０％

Ｅ．２年以上２年６か月未満…２年以上利率×７０％

Ｆ．２年６か月以上３年未満…２年以上利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

５．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第６条第４項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第６条第４項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の預入れをお断りするものとします。

６．（預金の解約、書替継続）

（１）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して契約の証とともに当店へ提出してください。

（３）この預金は、預金の一部について解約することができます。この場合は、解約する預金を指定してください。

（４）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

①預金者が預金の預入れ時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等

Ｆ．その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前号に準ずる行為

以　上